



議案第九十一号

片柴地区農道舗装事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）計画に
ついての議決の一部変更について

次のとおり片柴地区農道舗装事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）計画についての議決（昭和五十九年三月二十四日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年九月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年九月廿九日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三 工事概要中「農道舗装延長五〇〇メートル」を「農道舗装延長六〇〇メートル」に改める。

四 事業費を次のように改める。

四 事業費 七、九〇〇、〇〇〇円